

災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定書（案）  
（電気・機械設備関連）

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長尾松智（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲府河川国道事務所所管施設等の災害時における早期情報収集及び応急対策（以下「業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所が管理または工事中の電気・機械設備等（以下「所管施設」という。）が地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び作業員について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

また山梨県やその周辺の広範囲で災害が発生した場合等においては、山梨県域やその周辺地域の社会活動復旧に資するために、他の行政機関が所管する施設等に拡大して業務を実施することがある。

第2条（協力要請）

甲は、所管施設に災害が発生し、または発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し、業務の協力を要請することが出来るものとする。また、業務を円滑に行うため、甲は乙に対し防災訓練への参加を要請することができるものとする。

第3条（業務の内容）

甲が乙に対し要請を行う業務の内容は、以下のとおりである。

① 緊急点検

所管施設に災害が発生し、または発生が予想される場合における損壊箇所等被害の把握と報告を行う。

② 緊急措置

安全確保を図るため危険箇所においてバリケードやロープ等を設置し、注意喚起や通行規制等を周知するため案内板や標識等を設置する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬および操作を行うものとする。

③ 応急復旧

被災施設の機能を確保するため、各被災箇所の状況に応じた応急復旧作業を実施する。

④ 防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、緊急点検及び甲乙間の情報連絡訓練等を行うものとする。また、甲以外が主催する訓練に参加を要請する場合がある。

第4条（業務の実施区間）

業務の実施区間は、甲府河川国道事務所管内とする。

第5条（業務の出動要請）

甲は乙に対し第2条に基づき業務の出動要請をする場合は、書面または電話等の方法によるものとする。

- 2 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が所管施設の被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙の判断で出動するものとする。
- 3 乙は、出動した場合、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

第6条（業務の指示等）

業務の直接の指示及び監督は、当該業務実施区間を担当する防災課長及び出張所長（以下「防災課長等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

- 2 前条2項により出動した場合は、乙の判断により業務を実施し、防災課長等へ報告するものとする。

第7条（契約の締結）

甲は、第5条に基づき、乙に出動要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

ただし、情報連絡訓練等、実働を伴わない軽微な内容の場合を除く。

第8条（業務の実施報告）

乙は、第5条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し業務を実施するものとする。

- 2 乙は業務を行ったときは、作業開始時間・作業終了時間、体制及び使用した建設資機材等の内訳を書面により速やかに防災課長等へ報告するものとする。

3 甲は、必要に応じて業務の途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

#### 第9条（業務の完了）

乙は、業務が完了したときは、直ちにその旨を防災課長等へ報告するものとする。

#### 第10条（費用の請求）

乙は業務完了後、当該業務に要した費用の見積書を出張所経由で甲に提出するものとする。

#### 第11条（費用の支払）

甲は、第10条の規定による見積書の提出を受けたときは、内容を精査し第7条に基づき、その費用を支払うものとする。

#### 第12条（損害の負担）

業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

#### 第13条（業務の特例）

災害の発生時の被災状況等により、第3条で規定する以外の業務内容又は第4条で規定する以外の区間についても、甲は乙に業務の出動を要請できるものとする。この場合においては、直接の指示及び監督する者、並びに契約者となる者について、業務の出動要請の際に通知するものとするが、甲以外の者との契約、業務の実施報告、業務完了の報告、費用の請求及び費用の支払いの方法については、乙は乙と契約を行う者の指示等に従うものとする。

#### 第14号（緊急通行車両）

本協定締結後、本協定に基づき乙は甲に乙が保有している緊急通行車両に登録可能な車両を事前届け出するものとする。

#### 第15条（有効期限）

この協定の期間は、平成30年9月1日から平成33年8月31日までとする。

第16条（協定の解約）

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約することができるものとする。

- 2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、もしくは協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

第17条（その他）

第4条で規定する業務の実施区間は、所管施設の改良や移管等により変更することがある。

- 2 第13条（業務の特例）に基づき行う業務が、関東地方整備局以外の所管する施設における場合は、総合評価落札方式による工事契約手続きの「企業の技術力」の評価において、関東地方整備局以外の行政機関等の所管施設における災害活動として取扱う。

また、この協定に基づく防災訓練は、総合評価落札方式による工事契約手続きの「企業の技術力」の評価において、災害活動実績には認めないものとする。

- 3 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

第18条（附則）

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成30年8月31日

甲 国土交通省 関東地方整備局  
甲府河川国道事務所長 尾 松 智 印

乙 ○○○○株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印